土地規制法の即時廃止を求める署名のお願い

土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会

共同代表：仲松典子、与那覇恵子、仲松正人、真喜志好一、桜井国俊
連絡先：〒902-0066 那覇市大道 169-4 コーポ花城 B102 すぺーす結気付

私たち「**土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会**」は次の 5 つの理由で土地規制法の即時廃止を求めます。

1. **この法律はどのような施設の周辺住民が規制の対象となり、どのような行為が施設の機能を阻害する行為とされるのか、全てが曖昧な欠陥法である。**
2. **この法律の影響を最も強く被るのは沖縄であるにもかかわらず、沖縄の意見を聴くことなく制定された。**
3. **法律を制定するには、現行法ではなぜ対応できないのか、何が足りないのか、どのような理由や事情があるのでこの法律が必要なのかといういわゆる立法事実の説明が必要だが、明確な説明がないまま採決が強行された。**
4. **この法律は自由な土地や建物の取引を阻害し、土地や建物の所有者や利用者だけでなく沖縄経済全体に波及し、雇用にも影響を及ぼす恐れがある。**
5. **この法律では、政府の命令によって自治体や地域住民に他の住民に関する様々な情報の提供が義務づけられ、知らないうちに国の手によって情報収集され、人物判定がなされ、しかもどのように利用され取り扱われるかが分からず、結果として地域社会の横のつながりが弱体化する。**

具体的には次のことを行ないます。

（1） 沖縄県議会・沖縄県下の全市町村議会宛に土地規制法の即時廃止を国に求めて欲しいという請願を行います。

（2）沖縄県知事と沖縄県下の全市町村長宛に以下の 4 点の要請を行います。

(a) 国に土地規制法の即時廃止を求める意見書等を提出して下さい。

以下、臨時的対応として

(b) 国に全ての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメ実施を求めて下さい。

(c) 内閣総理大臣から土地規制法第 22 条により情報提供を求められたら拒否して下さい。

(d) 提供する場合にはその個人に対し提供する相手、提供する情報、提供する目的を知らせて下さい。

・・・